



# 郵政産業ユニオン TOKYO

● 発行 ●  
 郵政産業労働者ユニオン  
 東京地方本部  
 発行責任者 田中 孝史  
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3  
 京橋通郵便局 5F  
 TEL・FAX 03-3535-5447  
 piwutokyo@yahoo.co.jp

## 感染防止、労働条件の確保に万全を

# 大会要求・年繁要求を提出

10月3日に開かれた第9回東京地  
 本定期大会要求書を10月26日、2  
 020年度年末年始繁忙要求書を11  
 月9日、支社に提出しました。

### コロナ禍の中で二カ月 以上遅れた定期大会

今年の初めからコロナが  
 全世界を襲い、私たちユニ  
 オンの活動にも大きく影響  
 しました。2020年度の  
 定期大会が二カ月も延期せ  
 ざるをえない状況でした。  
 大会要求も大幅に遅れて  
 の提出でした。大幅増員を  
 はじめ、勤務時間管理の徹  
 底、期間雇用社員のスキル  
 問題、郵便部問題、いまだ  
 大きな問題を抱えているゆ  
 うちよ・かんぽ関係も取り  
 上げました。

10月3日に開かれた第9回東京地  
 本定期大会要求書を10月26日、2  
 020年度年末年始繁忙要求書を11  
 月9日、支社に提出しました。

現在開催されている国会  
 で「土曜休配」の法案提出  
 もされて可決されれば来秋  
 から実施です。それに伴い  
 会社側は、各局の減員を想  
 定しています。私たちとし  
 ては具体的な事象と勤務時  
 間とを絡めながら追求して  
 いきます。

### 2020年度繁忙要求

今年の大きな特徴として  
 は短期期間雇用社員ゼロと  
 して社員が配達を終えてか  
 ら年賀はがきを着手するこ  
 とが行われます。2・3年  
 前から数か所の局で行われ  
 ました。そこに部を越えた  
 応援体制をしていくことで  
 少ない人員をより密度の高  
 い労働力を無理やり出させ  
 ようとするものです。勤務  
 時間の徹底と休憩・休息を

必ず取らせることを徹底さ  
 せていきたいと考えていま  
 す。

また、コロナ禍初の年繁  
 となつていことからソ  
 シヤルディスタンス(支社  
 交渉で2メートルの間隔)  
 の徹底、定期的な換気・消  
 毒をさせることです。この  
 時期は絶対感染させない対  
 策をとらせることが必要で  
 す。長時間・連続出勤・密  
 度の濃い労働で各人は疲労  
 の蓄積でコロナだけでなく  
 他の病気にかかりやすい状  
 態でもあります。

多くの労働者が働きやす  
 く誰でもが定年まで働き続  
 けられる職場にするために  
 も、今年繁忙交渉は大事な事  
 と考えたたかつていきま  
 す。各職場の問題点を地本  
 に寄せてください。交渉で  
 追求していきたいと思いま  
 すので、よろしくお願いま  
 します。

## 郵政産業ユニオンTOKYO

# 100号達成!

上の写真は東  
 京地本結成を  
 伝える第1号  
 (2012年  
 9月号)



「感染がどう  
 なるかつてい  
 うのは、ほと  
 うに神のみ知

る：「コロナ対策を担う  
 西村担当相の発言▼いま  
 の政府の無策ぶりを象徴  
 する無責任さ。第3波が襲  
 い全国で感染がひろがっ  
 ているのに、呼びかけるの  
 は会食のしかたばかり。や  
 れマスクをしなごらだの、  
 静かに食べろだの。そんな  
 ことしか発信できないの  
 か▼ようやく「GOTO」  
 事業の見直しを言いだし  
 たが、これまで散々煽って  
 おきながら、はしごを外さ  
 れ不信感を募る人も多い  
 ▼ここに至り中高年層へ  
 の感染が増大し、医療現場  
 は緊迫している。病床や人  
 員、検査体制をどう確保す  
 るのか。そうした支援に尽  
 力するわけでもなければ、  
 感染を押しさえ込む戦略も  
 見えない▼国民のために  
 何をなすべきか、基本とな  
 る考えがない。また、菅首  
 相が、自ら国民に説明しな  
 い姿勢も極めて無責任で  
 ある。(広)

# 未来を切り拓く

## 第2回口頭弁論、1月21日 東京地裁で

### 労契法20条集団訴訟

改正案の大きな柱でもある土曜日休配は、大口利用者である企業側からすれば、「土曜日、日曜日は休みだから郵便物の受け取りは月曜日でも構わない」ということになりませんが、個人の利用者からすれば、木曜日にポストに投函した郵便物が翌週の月曜日に配達されることになり、明らかにサービスレベルの低下となります。郵便法第1条には、「この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金であまねく、公平に提供することによって公共の福祉を増進することを目的とする」ことが明記されていますが、郵政民営化によって郵便貯金法や簡易保険法が廃止され、それぞれの事業目的から「国民の経済生活安定、福祉の増進」が削除されました。かんぽ不正営業問題を発生させた根本的な原因には、こうした背景があることは明らかです。

法改正において、①個人の郵便物等の利用頻度が低い、②通信手段として電子メールやSMSに移行している等の調査結果をもとにサービスレベルの低下を利用者に押し付けてはならず、「あまねく公平」「公共の福祉の増進」を将来にわたって維持させていくものでなければなりません。ユニバーサルサービスを安定的に提供する責務を果たしていくためには、日本郵便が「公共の福祉を増進」させる企業になることが求められ、利用者にとっても有益なものになります。

国会では、土曜日の配達休止で郵便事業における人手不足の深刻化による長時間労働や深夜労働の削減など、社員の働き方改革につながるのか議論されました。正規・非正規社員の労働実態が審議され、日本郵政の増田社長、諫山常務執行役、日本郵便の衣川社長、監督官庁の武田総務大臣が答弁した意義は大きいものがあります。

日本郵便の衣川社長は国

## どっちが大重?

巷では、コロナの影響で自粛が国から、都から言われている最中、私たちの会社では、「年一回のロッカー交換」が毎年の決まりとして降ろされています。

多くの職場は5月までに実施していたようで、半年延期しても良いと上から言われたからと、今の時期(11月中旬)にやっている局があります。「こんな時期にやるのはおかしい」の声も無視。当局は「消毒するものは用意します」「少人数でやってください」とあくまでもやる姿勢。

これには問題と組合で申し入れると、「支社から『なぜもっと早くやらなかったのか。局の問題』と言われているのでやります」と繰り返すだけ。「保健所に来てもらってもよいか」の質問にも局は返事をしません。ならば、協力は出来ないと「拒否」しました。

支社に、拒否者に対してどのような指示をしているのか問い合わせると「メモ程度でしょ」と回答。何のためのロッカー交換なのでしょう。会社の意地としか思えません。そもそも、更衣室事態が

会審議を通じて、「最高裁判決の内容、政府の指針を踏まえて速やかに労使交渉を進め、必要な制度改正について適切にとりくむ」と答弁しました。郵政ユニオンは、日本郵便との交渉を通じて、最高裁判決をおとしめるような「制度改正」提案を許さない立場で交渉に臨んでいくとともに、日本郵便が「公共の福祉の増進」を事業目的とし、ユニバーサルサービスの維持・向上に資する事業をおこなうように広く運動を進めていきます。

### 当面の行動日程

- 1月23日(木) 第1回支部長会議
- 1月24日(金) 東部区民事務所10時
- 1月25日(土) 郵政ユニオン第9回女性部大会

